

霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年9月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年霧島市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年法律第79号）により人事等の運営の状況に関し公表すべき項目が追加されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。